

三浦市油壺地区の取扱いについて（取扱基準）（案）

「観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る法第34条第2号の運用基準」第3項に関する三浦市油壺地区における取扱いについては、次の各項に適合するものをもって、これに該当するものであることとして取扱うものとする。

1 対象区域及び地区

別添図示の区域内とする。

2 対象建築物の用途

三浦市油壺地区の観光資源の有効な利用上必要なものとして建築する建築物は、当該地区の特性を配慮し調和ある発展を図ることができるもので、次のいずれかの用途に適合するものであること。

(1) 旅館・ホテル及びその附帯施設

旅館業法第3条による許可を要する旅館・ホテルとする。

(2) 飲食店・食堂又は喫茶店及びその附帯施設

食品衛生法施行令第35条第1号にいう飲食店営業に該当する店舗とする。

(3) 土産物販売店及びその附帯施設

三浦市内の特産物及び地場産品の土産物を主に取り扱う販売店とする。

(4) 公衆浴場及びその附帯施設

公衆浴場法第2条による許可を要する施設とし、かつ、温泉法第2条の温泉を利用する施設とする。

(5) 体験、遊戯施設及びその附帯施設

地域観光、物産などの紹介施設、自然体験及び遊戯等のための施設とする。

(6) 管理用施設及びその附帯施設

観光の用に供する屋外施設の管理等（事務所、受付所）及び付属施設（案内所、トイレ棟、四阿）とする。

(7) 温泉ポンプ施設及びその附帯施設

旅館・ホテル施設等の温泉の汲み上げ（井戸）施設とする。

(8) 駐車場等施設

観光拠点として必要となる観光客を対象とした駐車場及び駐輪場施設とする。

3 風俗営業等の禁止

前項に掲げる施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の営業を行う施設を除くものであること。

4 建築物の要件

- (1) 建築物の形態は、周囲の景観と調和のとれたものとして市の同意を得ること。また、同意結果とその内容について、開発許可等の申請書に添付すること。
- (2) 建築物は、建築基準法、都市計画法その他の関係法令の規定を満足するものであること。

5 その他

- (1) 他法令の規定に適合し、許可等が必要なものは許可等を受けられるものであること。
- (2) 対象建築物の用途について、判断が難しい建築物等の場合にあつては、適宜、三浦市と神奈川県横須賀土木事務所で協議し、判断するものとする。
- (3) 当該建築物の所有者又は管理者は、土砂法第27条第1項にかかる「土砂災害警戒情報」発令時には、利用者等の安全確保に努めるものとする。
- (4) 対象区域の一部に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という。）第7条第1項の規定による「土砂災害警戒区域」が含まれるため、当該建築物の所有者又は管理者は、当該建築物の安全対策及び警戒避難体制について、三浦市と協議の上で土砂法第8条の2第1項に準じた避難確保計画を作成し、その内容を示す書面を開発許可等の申請書に添付すること。なお、当該避難確保計画は、定期的に点検を行うこと。
- (5) 対象区域の一部に自然環境保全条例第2条の規定による「油壺自然環境保全地域（昭和49年3月指定）」が含まれるため、自然環境保全地域内における建築物、工作物の新築等や土地の形質の変更や樹木の伐採等を伴う行為を計画する場合は、当該自然環境や生態系等を損なわないよう事前に神奈川県と十分協議を行うこと。
- (6) 対象区域の一部に森林法第5条の規定による「地域森林計画の対象となっている民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）」が含まれるため、当該地域森林計画対象民有林が存する区域における土地の形質の変更や樹木の伐採等を伴う行為を計画する場合は、事前に神奈川県又は三浦市と十分協議を行うこと。